

第3回 ふじみ衛生組合地元協議会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成21年12月9日（水）18時30分から20時30分
- 2 開催場所 ふじみ衛生組合2階大会議室
- 3 委員出欠 出席 21人
 - ・出席委員 石坂卓也、伊地山和茂、岡本稔、小林秀行（副会長）、小松日出雄、佐藤由朗、嶋田一夫、清水八千代、田中一枝、野中勇一、長谷川孝治、馬部昭二、増田雅則（会長）、矢田部正照、野納敏展、高畑智一（副会長）、内藤和男、岡本正昭、荻原正樹、大木和彦、藤川雅志、
- 4 出席者
 - 事務局 田中實、深井恭、御前憲昭、奥山尚、飯泉研
 - JFEエンジニアリング株式会社
 - パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 5 傍聴者 3人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
 - （1）第1回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 協議事項
 - （1）新ごみ処理施設建設工事の工事協定書（たたき台）について
- 4 その他
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

【資料1】第1回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

【配付資料の確認】

会 長 : 冒頭、議事進行について改めて確認しておきたい。

1つ目の約束事として、発言者は挙手をお願いする。司会の指名によってのみ発言を続けていただくことにしたい。それ以外の発言はご遠慮願いたい。2番目は、なるべく多くの人たちに発言をしていただきたい。発言は簡潔をお願いする。長い場合、発言中でも制限させていただくこともある。その点、了承を願いたい。

2 報告事項

(1) 第1回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会 長 : 議事録の内容について何かあるか。

内容について異議がないということで、公開手続きに入る。

3 協議事項

(1) 新ごみ処理施設建設工事の工事協定書(たたき台)について

会 長 : 前回たたき台を提示した。それに対し、委員から各条項にわたる意見もいただいた。本日は、事務局のたたき台を基に1条ごとに委員の皆さんの意見を伺いながら審議したい。

事務局 : この協議会は、周辺の住民の皆様とふじみ衛生組合が協議をする場という形で設定している。その協議の結果として、協定書というような形になると思う。従って、この協定書の前文でも入っているが、甲乙が合意して、その実行を約したものであるというような前文の書き出しになっている。

そういった趣旨でたたき台を再検討見直した箇所もあり、順次、説明していきたいと思う。前回、委員から各条項にわたり意見をいただいた。それらの考え方を踏まえて、修正したらこんな形というので、本日はパワーポイントを映す予定で用意している。

【前文説明】

C 委員 : この前文について、安全の確保、財産保全、もう一つ市民の健康も入れてもらいたい。

- 事務局 : 挿入することに異議はない。
- 会長 : 委員の言われた方向でまとめる。次、第1条について。
- 事務局 : 【第1条説明】
- G 委員 : 契約書、協定書には工事の詳細な内容は附属資料として添付されるのか。
- B 委員 : この協定書とともに附属資料という形で、図面等をつけさせていただきたいと思っている。
- C 委員 : 建屋高28メートルについて。
まだ確定しているわけではないので、その辺を表現しておいてもらいたい。
- 副会長 : 環境影響評価書にもあるとおり、28メートルというのは決定して載せてある。ここは25メートルの高度制限があるが、調布市の特例許可として「その他の公共上やむを得ないと認められるもの」ということで、私どもは申請をするような形をとっている。そういうことで、ここは理解をいただきたい。
- C 委員 : 基本設計ができるまではまだ予定ということではないか。私の予感では28メートルになると思うが、今の時点では、承認されていない。要するに、どうしてここは25メートルを超えなければならないのか、我々を説得しなければいけない。
- 副会長 : 28メートルについて、正式に議会を通じて、民事調停も通じて、新聞紙上等、我々の広報を通じて、すべてPRしている。最終的には特例の許可が必要だが、ふじみ衛生組合としては、28メートルで建てさせていただきたいということで、お願いしている。
- A 委員 : 原案から修正案で、建築面積が1,000平米ふえている。どこにどういう問題があって修正したのか。
これは意見だが、28メートル問題は既に民事調停の和解案の中で、やむなしで了解しているので、28メートルがいけないと言う気はない。和解するとき、28メートル部分というのはできるだけ狭くするよう努力するというふじみ側の見解があったと承知しているが、4,400と5,400のところはどこかに引っかかってくるのか。
- 事務局 : 単純に間違いであり、建築面積の縦・横で90メートル×60メ

ートルで5,400平米というような数字である。

副会長 : 後段の部分の質問で60メートル×90メートルで5,400平方メートル、それがすべて28メートルかと言うとそうではない。一番手前の段々になっている低いほうがプラットフォーム側になるが、その25メートルを超える部分というのは、一番高くなっている段の3段目のところであり、5,400平米がすべて超えるということではないので、その辺をご理解いただきたい。

C 委員 : 調布市長の裁定を待っているとのことだから、確定的なものではない。調布市長が「それはいいよ」と、特例で3メートルオーケーした時点で28メートルになるのではないか。

副会長 : 最終的には特定行政庁の許可を得ることになる。

C 委員 : だから、予定なら予定でいれておくべき。

副会長 : ふじみの工事概要としては28メートルでいくという趣旨である。

事務局 : 【新第2条 関係法規の遵守説明】

会長 : 今の説明につき意見はあるか。なければ次に入らせていただく。

事務局 : 【新第3条 工事期間説明】

A 委員 : 第2項の意味について。原則として日曜は休日として作業は行わない、年末年始は行わない。国民の祝日・休日及び土曜日は、行うこともあるのか。こういう日曜日以外の休日の場合は行うことがあるという理解か。

事務局 : 休むのは日曜日だけということである。国民の祝日や休日の、休日とは振り替え休日のことを言っている。祝日や休日・土曜日は作業を行うが、振動・騒音の少ない工事に限って行うということで、その辺は配慮させていただいた。

C 委員 : うちのグループには長期間寝たままの人もあるし、大体、工事協定なんかいやだという人もいる。だから、その人たちを説得しなければいけないこともある。

とりあえずこの条文について。週休はできないことになっている。特定建設作業とかいろいろあって、例えば土曜日にやるときは発注者が立ち会わなければいけないとか、そういうことをはっきり書いておいたほうがいいのではないか。

もう1点。「振動・騒音の少ない」というのはよくわからない。

例えば重機は使わないとか、ブルドーザーは使わないとかははっきり書いてほしい。

事務局 : 騒音規制法等では、基本的に休日はそういうものは使わないと。土曜日等が入っていないが、それらを含めて振動・騒音の少ない工事を行うというような形で、土曜日も含めてここでは書かせていただいた。

会長 : 2つあった。1つは立ち会いがあるはずだが、そのことをこの条文に書いてはいかがかという提案である。

事務局 : この部分はちょっと保留にさせていただきたい。

会長 : これは保留にさせていただく。

C 委員 : それと、協定書を甲乙の問題でずっとやっているが、内容は、さっきも言ったように寝たきりの人もいるし、土曜日にやるのだったら騒音・振動に限って、掲示、わかるようにしてもらいたいということと、当該者、その人たちと事前に協議して、適切な対応をとっていただきたい。協議の上、了解を得た上、実施することでいいと思う。

会長 : 今の提案、意見は次回にやればいいと思うので、課題ということで、次に行かせていただく。

事務局 : 【新第4条 作業時間説明】

C 委員 : 振動と騒音についての影響は、6メートル挟んだ私の地域だけだと思う。ほんとうに該当するような事例は、あとはあまりないので、具体的には私たちのグループだけだと思う。だから、コンクリート打設の残作業、振動、騒音さえなければ私はオーケーになると思う。工事時間の延長については、先ほど言ったように事前に説明して、私たちのグループの了解を得た上で、甲乙の話し合いに入っていく。

試運転時間は今後あるであろう維持管理協定の中で触れたらいいかがか。24時間操業というのは、その中で扱ったらいいのではないか。

それと、自然災害と言ったらおかしい。緊急危険箇所の復旧工事だったら了解できるが、先ほど何か工程上の遅延とかそういうのは認められない。緊急災害時のことだったら、当然、自動的になるくらいだから、それはいいと思う。

工事作業員の通勤用車両は、この間も言ったようにシャトルでやったらいい。近隣の駐車場が200台駐車可能だから、通勤車両はそこへ置いたらどうか。

工事用車両については、西側だけではなくて、旧クリーンセンターにも持っていきます、検討しますということだが、工事用車両というのは来たら帰ってしまう。工事用は作業員が乗ってきた車じゃないか。これは理解できない。それをもう少し説明していただきたい。それから、管理の人員の通勤用車両、それはいいと思う。

以上、訂正してもらいたい。

事務局 : 試運転期間については、公害防止協定中で今後詰めていくことになる。24時間操業をして試運転をするということは、当初から計画で考えていて、試運転期間にも、試運転をしながら具合が悪いところを直す、そういう工事がある、試運転期間における作業、修理作業等が入るので、工事期間である。そういう意味で書いた。

C 委員 : 振動、騒音がなければいい。

事務局 : 試運転期間については、いろいろな排ガス等々のテストをするので、そういったデータはこれから公害防止協定等に基づいたデータの整理ということになる。

C 委員 : 試運転作業中で、音も何も出ないならそれはそれでいい。しかし、もう24時間運転するのだから、維持管理協定ができてなくてはおかしい。

副会長 : 工事期間の中には試運転期間が含まれていて、試運転して、例えば8時間負荷をかけた、12時間負荷をかけた、24時間負荷をかけたしなければならぬ。フル操業して、何か出ないかということは必ず検証しなければならない。そして、本格的に供用を開始するときには、先ほど言った公害防止協定ですべて24時間フル運転しますよということになる。もちろん何日間かはとめるときもあるだろう。しかし、この試運転期間というのは、24時間負荷をかけてきちんと検証していくための操業なので、これはそのまま載せさせていただきたいと思う。

A 委員 : 試運転期間の問題だが、これは確認というか、この協議会の進め方とかかわると思うが、公害防止協定は試運転時まで大体論議に

提供されると思っているが、その辺の見通しを聞かせてほしい。

事務局 : 地元協議会の全体スケジュールとして、平成22年から建設工事が始まる。そのときには工事協定が結ばれて始まっている。

では、次に何をやるかということ、これから長い間運転していく部分の公害防止に関して、皆様方に十分に勉強していただきながら中身を知っていただいた上で、最終的には公害防止協定の中身を詰めていく。試運転のときにはその公害防止協定に定められた能力が出るかどうか。そのテストをするというのが主体と思っている。ですので、基本的にはその前までにはきちっと中身、そういうものを決めていきたい。

それと通勤車両というものについては、当然、現場に来る者は一人一人が車に乗ってくるのではなくて、乗り合いで来ることに努めるということと、ここで言っているのは「工事作業員の」ということで作業車ではない。工事車両については、当然時間内に出入りをさせる。時間外は片づけが終わった後に帰る車がある。そのような通勤車両については、例えば5時までとすれば5時以降に出入りをするというようなことである。

それから、管理の人員は、作業員以外に事務をしている人もかなりいる。これは作業の人たちが帰ってからいろいろな残務の事務処理等があるので、それらを整理してから帰ると。人数はかなり少ないが、そういう人たちもいるということで、こういう車両は時間外でやらせてもらうということである。

G 委員 : 第4条の4項で、作業時間で一番気にしているのは隣接の方々だと思う。「事前に乙は甲、並びに隣接住民に連絡するものとする」というふうにつけ加えてほしい。

事務局 : そのように修正する。

C 委員 : 通勤用車両は当然作業員だろうが、この間も言ったように80台とか50台、それも全部作業員の通勤車両か。

J F E エンジニアリング : 一応、過去の工事实績を踏まえ、そのぐらいの数の車が通勤車両として想定している。

C 委員 : 作業員の車にしては80台とか50台というのは多過ぎるのではないか。請負契約の中にはそういう経費も含まれて積算されている

のではないかと。例えば、近隣の駐車場は200台駐車可能だから、あそこを使ったらどうか。作業現場にそんなに車を置く必要はない。10台とか15台、クレーン車とかそういうのは当然入るであろうが、作業員を運ぶ車を80台も置く、そんな余裕はあるのか。旧クリーンセンターのほうへ持って行かれるならいいが、私のほうの人はクレームをつけると思う。

副会長 : 委員さんが言ったように、JFEでもクリーンセンター側のほうに移すということなので、通勤車両についてはご容赦願いたい。

C 委員 : 「検討いたします」で了解する。

事務局 : 【新第5条 工事用車両等の運行説明】

会長 : この条について、討議を。よろしいか。次の条文に入らせていただく。

事務局 : 【新第6条 工事中の騒音、振動、塵埃対策説明】

C 委員 : 建設工事騒音が85デシベルとのこと。85デシベルだと高架下に電車が通るあのすごい音がする。どうしてそんな音が許可になるのか。

事務局 : もちろん機種によって異なる。特定建設作業に使う機種によっては出るということで、年がら年じゅうではない。

C 委員 : どういう場合に出るのか。

JFEエンジニアリング : 建設工事にかかわる騒音ということで、杭打ち作業、びょう打ち作業、破砕作業、掘削作業、空気圧縮機を使用する作業、それからコンクリートプラントとコンクリート搬入作業、はつり作業等々、あと建築物の解体作業がある。騒音の特定建設作業にかかわる作業がどういうことかということ、一応こういう作業が考えられる。

C 委員 : 杭打ちなんてあるのか。JFEが使用する重機といわれる機械で、85デシベルの音があるかどうかを教えてほしい。

JFEエンジニアリング : これは規則の話でいくと、85はあり得ると。

会長 : 今、ふじみで使おうとしている機械そのものが85デシベルになるのかならないのかという質問だと思うので、そういう機械があるかないのか。あるとしたらどういう機械なのかということだと思う。

- J F E エンジニアリング： 答えとしてはある。機械としては杭打ち機である。
今、びょう打ち機は使う予定はないが、あとは掘削作業でバックフ
ォーだとか、トラクターシャベル、ブルドーザーというのがある。
- C 委員： そういった機械が、85 デシベル出したときに、請負業者として
は、病人に対しては何の対策もとらないのか。
- 事務局： 一応、今のところは想定なので、詳細が決まったら、また別途ご
説明させていただきたいと思う。
- C 委員： 先ほど言ったように、健康被害については配慮してもらえるのだ
から、その場合に当事者は当然「うるさい」と言っていくと思う。
そのときに請負業者は、当該人によく説明して、できるだけ了承を
とってもらいたい、ということを入れておいてもらいたい。
- 事務局： それについては、後ほど災害補償等の条文のほうでもご説明させ
ていただく。
- 事務局： 【新第7条 安全対策説明】
- 会長： この件いかがか。よろしいか。了解ということで次の条文に入る。
- 事務局： 【新第8条 電波障害説明】
- 会長： 意見、質問は。よろしいか。次、お願いする。
- 事務局： 【新第9条 災害補償説明】
- C 委員： 「乙は、工事中、本工事に起因して、周辺住民や周辺住民の家屋、
諸設備に被害、損害が発生した場合」、先ほど言ったように健康
これは工事中だから、健康や生命、財産に被害が発生した場合には、誠意をもって対処し、原則として補償するとともに現状に回復
するというのは、例えば境界近くで家が傾いた、そういうことを想
定して言っているのか。蛇足だと思うが、「補償します」でいいの
ではないか。「原因究明については第三者機関を起用する」なんて
ことを書くから近隣住民は怒るのだ。「原因究明については両者協
議の上、原因を探る」とかでいい。当然そういうことになると思う
が、頭からおまえの言うことは信用できない、第三者機関がやった
結果でやるなんて、そんなふざけた補償はない。直してほしい。
- 事務局： 原因究明というのは、ふじみ衛生組合みずからがやるのではなく
て、専門家をお願いして調査をするというようなことである。
- C 委員： ここは直してほしい。健康、生命、財産に、家屋、諸設備に被害

が発生した場合には誠意をもって対処し、原則として補償する。原因については、両者協議の上、その原因をただしとか、協議してその原因を究明するとか、そういうことでいいのではないか。

会 長 : この表現にちょっと問題があるかもしれない。ひとつ次回には内容を工夫していただきたい。

それと、健康ということが先ほども承認されたことなので、その辺も含めて書き直しをするということをお願いする。

G 委員 : ここで近隣住民が一番心配しているのは、いろいろな重機やら、振動等で自分の財産とかに毀損が発生するのではないかということだろうと思うので、そういうものについて補償するというか、そういうものに対しての対処をしっかりやれるような形にしてもらったほうがいいのではないかと思う。

意見だが、具体的な条文については特に検討していただきたいと思う。

事務局 : 検討してこの条文については、先ほどの意見も踏まえ、全体的に修正させてもらい、本日の進捗具合により次回以降に、示したいと思う。

会 長 : 他になければ、次の条文をお願いする。

事務局 : 【新第 10 条 廃棄物対策等環境保全説明】

会 長 : 承認されたということで、次の条文に入らせていただく。

事務局 : 【新第 11 条 排水対策説明】

会 長 : これは、条文の条項が変わるだけである。次、お願いする。

事務局 : 【新第 12 条 火災防止対策説明】

会 長 : 意見がないということで、このとおりとさせていただきます。

事務局 : 【新第 13 条 工事管理説明】

会 長 : 承認されたということで、次をお願いする。

事務局 : 【新第 14 条 風紀説明】

会 長 : 「作業員」というのが、ここの 2 項で入ってもいいのか。

「作業員」という言葉を修正したとのこと。2 項目めでは「作業員」という言葉があるが、矛盾はないか。

事務局 : 1 項は、作業員の部分を工事関係者として書いた。2 項は宿泊だけということもあり、現場にはいろいろな管理者もいるので、管理

者は非常時などの場合、泊まることが絶対ないと、言い切るのは難しいかもしれないが、ここでは宿泊だけのことなので「作業員」を宿泊させないこととさせていただいた。

副会長 : 宿泊所として寝泊りすることは避けますということだが、台風が来るとか、災害が起きたというときに復旧するとか、事前に台風の接近があって、架設しているものが飛ぶというようなことで、保安要員とか安全要員というのは置かなければならないので、ここはあくまでも「風紀」であるので、そういったときは例外的だということだけはご容赦いただきたいと思う。

会 長 : 14条はこれで承認されたということで。次。

事務局 : 【新第15条 その他説明】

C 委員 : この条文を持ち帰り、グループの人に見せるので、これで自分が承認したということにならない。また、工事協定なんかいないという方もあり、帰って反対される人があると思う。だから、そのときは申しわけないけれども、そういうことがありますよと、全文を持ち帰った上で承認をいたしたい。

事務局 : もちろん修正案について、本日の意見等々を踏まえて作成する予定なので、次回、皆さんに修正案としてお配りさせていただきたいと思う。

C 委員 : それを持ち帰るということによろしいということですね。

A 委員 : その意見は理解できるが、私は協定が要らないという問題まで持ち帰ってというふうに今聞こえたのだが。

C 委員 : いや、説得する。

A 委員 : そういうふうに答弁したように聞こえたが、私は協定がなければいけないと思っている。協定があるほうが紛争が起きたときに、そうした周辺住民の利益も確保されるわけであって、なくてもよいとお考えの人には、ぜひ説得していただきたい。

会 長 : 先ほど委員が指摘したのは、皆さん、この場では私は承認しましたと。ところが、持って帰ったときにいろいろな意見が出ることの処理はということだと思う。それは各委員が全部抱えている問題なので、そのことについてはまだ議論していかないといけない。

C 委員 : 賛成である。

会 長 : 冒頭に言ったように、事務局案について皆さんのご意見を伺った。抜けが一部にはあったと思うが、あるようだったら次回に追加いただきたいと思う。

一応、基本的にこの案は承認された。一部に宿題がある。これについては、いかがか。どういう予定で進められるか。次回が18日になる。

事務局 : 12月18日にある程度最終案的としてまとめをしていきたいと思っている。それがまとまれば、1月の開催予定、これからお願いするが、そこで最終的な協定案をお示しすることができればと考えている。

会 長 : 今の事務局からの説明でよろしいか。そういうスケジュールも含めて承認していただけるか。今日は「4その他」以外のすべての話をこれで終わる。「その他」について事務局から何かあるか。

事務局 : 前回事務局一任ということで、日程のことで、1月の13日か15日のどちらかと話があったが、一応13日で決めさせていただきたい。

会 長 : 1月は13日、18時30分から行うということで決まったので、出席方よろしく願います。

B 委員 : 報告事項が2点ある。1点目が、11月30日付をもって、JFEエンジニアリングとふじみ衛生組合で基本契約を締結した。この基本契約というのは、将来締結される建設請負契約及び運營業務委託契約について、確実に契約するというものを担保するために、基本的な事項について、JFEエンジニアリングとふじみ衛生組合で結んだものである。

2点目、将来、本施設の運營業務を実施する会社が決まった。特別目的会社というもので、会社の商号がエコサービスふじみ株式会社、所在地は東京都調布市八雲台2-8-1である。エコサービスふじみ株式会社という会社が、平成25年度以降、ふじみ衛生組合の新ごみ処理施設を運転管理することとなる。

C 委員 : ふじみ西口正面に、12月1日付けで紛争予防条例の看板とそっくりなのが出ているが、何条の規定で掲示されているのか教えていただきたい。

事務局 : 調布市中高層建築物の建築に係る紛争の予防条例に該当するものをこちらのふじみ衛生組合で建築するので、それのお知らせ看板である。根拠条文の掲載を洩らし申し訳ない。

C 委員 : 説明会を開催するのか。

事務局 : 今回は敷地境界線から100メートル以内の居住者を対象に戸別訪問する。

A 委員 : 協定書修正案、画面でなくペーパーが欲しい。議論するとき、それは要望なので、こういうやり方で皆さんがよければ、私は了解する。

2つ目は質問。ふじみエコサービスって資本はどういう関係なのか。信頼できるかどうか、知りたい。

B 委員 : エコサービスふじみ株式会社は、JFEエンジニアリングの100%子会社である。

会長 : 画面で見える形で議論するのはいいが、だれでもすぐ忘れるので、今後、手元に資料を配付の上、なるべく今のような形式で議論を進めたいと思う。

事務局 : そのようにさせていただく。

G 委員 : 早い時期に、今度の施設計画を我々に説明する、今までのいろいろな公聴会等とは違った少し突っ込んだ説明をしていただき、質問をする機会を持っていただきたいと思っているが、いかがか。

事務局 : これから一番重要な公害防止協定を、基本的にはかなり勉強してもらおうということで、日程を設定させてもらいたいと思っている。我々のほうもそうしたことに十分こたえていきたい。そのような形で対応させていただきたいと思っている。

副会長 : 言っている内容は、詳細が例えば各階の平面図とか、配置図とか、どういう設備がつくのかとか、そういった中身についてということか。

我々が今、示してあるところの位置は変わらないが、いずれにしてもその辺の細部を詰めている。例えば我々の事務所の使い勝手とかいうのは、我々が集中して自分たちが一番作業をしやすい、勤務しやすいような設計にいろいろ知恵を出している。先ほど言ったSPC、特別目的会社のほうでやる維持管理についても、その運転者

が一番やりやすいように、今の設計の中でも意見を取り入れながらやっている。

コミュニティー施設については、市民検討会で、温浴施設かプールではなくて、児童・生徒、若い人たちに情報発信をするようにしてくれというようなことが言われているので、そういう多目的な研修ホールの場合も設けている。従って、この間取りをこうしてとかいうのは、もう固まってきているので、なかなかできにくいと思う。

G 委員 : 公害防止の観点で、例えばこういうふうにしてほしいとか、そういう要望は聞いてもらえる機会はあるか。

副会長 : 国の基準も含めて相当厳しい基準もあるのは委員もご存じのとおりである。それをきちんとクリアすることで、環境影響評価書も縦覧し、皆様のご理解をいただいていると理解している。例えば構造的な変更をするようなことというのは難しい。

G 委員 : 環境問題ということで市の問題になるのか、ふじみなのかかわらないが、運用している期間中の大気の観測。これはここで議論していいのかどうか私も自信がないが、そういう問題や、近隣などに、運転状況を常時公開できるような形に、見られるような形になっているのか等、その辺について、今まで聞いてはいるようでいないので、議論する機会をもってもらいたい。

副会長 : その点は今後公害防止協定を結ぶが、例えば、700メートル地点とかいろいろな意見が出てた。そういった公害防止協定に絡む部分は大丈夫である。また、周辺に影響を及ぼす部分のご心配があって、例えば市役所に掲示板とかパネルを置いて、常時観測できるものにするとかということは公害防止協定の中でやっていく。そういうイメージであれば大丈夫である。

G 委員 : 設備は契約しているから、どうにもならないとなるのが一番怖かったので、事前にそういう機会を持ってもらいたいなと思ったわけである。基本的なところで、処理量とか、また2炉を3炉にとかそういうことを言っているわけではない。例えば、風速・風向は常時観測するようになっているとか。

J F E エンジニアリング : 風向、風速については常時計測するようになっている。

G 委員 : 煙突のところか。

J F Eエンジニアリング： そのとおりである。

G 委員： それをどういうふうに表示するのか。

J F Eエンジニアリング： 表示については未定で、組合と協議するが、現状は、時間平均等の日報を表示する予定である。

G 委員： 個人的な希望として、煙突の一番上に風向を表示してもらえないか。風下に明かりをつけるとか、何か工作できないかと。航空機用のパトライトとは違って、例えば、今こっこのほうに風が来ているんだというのがわかれば、もし何かのにおいがあっても、自分のところに風が吹いていないのにそうだとすると、それは焼却場のせいではないこともわかる。何かそういうことでもできないかと個人的には思っている。何かそういう意見を言える場をつくってもらえればと思っている。

C 委員： 今、内部構造を変えることはできないと言ったが、これから管理協定の中で煙突をどうする、灰をどうする、ルームファンはどうなっている、隔壁はどうなっているということで、隔壁を直してもらう場合もあり得ると思う。変えられないという回答になると困るので、それだけ念を押しておきたい。灰と煙突掃除と、内部の構造、隔壁、全然説明を受けていないので、これからお願いします。だから、それはだめですと言わないでほしい。

会 長： 二人の意見は、これから議論することなので、やっていったらいいと思う。できることをできないと言わざるを得なかったら、それはまたそれで議論すればいいので、今日はちょっと時間ももう過ぎているので、この辺で終わらせてもらいたい。

20時30分 散会